

寄附金受入規程

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人一迫記念READ血液アカデミー(以下、本法人)が寄附申込書(様式)に基づいて寄附金を受領するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 一般寄附金:本法人の会員を含む一般社会に常時広く募金活動を行うことにより受領する寄附金
- ② 特定寄附金:本法人の会員を含む一般社会に、用途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄附金
- ③ 特別寄附金:前各号のほか、個人又は団体から受領する寄附金

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(一般寄附金の募集)

第3条 本法人は常時一般寄附金を募ることができる。

(特定寄附金の募集)

第4条 特定寄附金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、次項に規定する資金用途及びその他必要な事項を説明した書面(以下「募金目論見書」という)を理事会に提出し、承認を求めなければならない。

2 特定寄附金は適正な募集経費を控除した残額の総額を、定款第4条の公益目的事業の全部又は一部に使用することとして資金用途を定めなければならない。

(募金目論見書の交付等)

第5条 特定寄附金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

2 前項にかかわらず、ホームページにおいて募金目論見書を公開し、これに賛同して寄附した者へは事後に交付することができる。

(領収証等の送付)

第6条 一般寄附金又は特定寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状と領収証を寄附者に送付するものとする。

2 前項の領収証には、本法人の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその領収年月日を記載する。

(募金に係る結果の報告)

第7条 本法人は、特定寄附金の募集期間終了後速やかに寄附金総額、用途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

2 本法人は、特定寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る収支決算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

(特別寄附金)

第8条 本法人は個人又は団体より特別寄附金を受領することができる。

2 前項の寄附金について寄附者から資金用途及び寄附金の管理運用方法について条件が付されているときは、その受領につき理事会の承認を求めなければならない。

3 寄附金が下記各号に該当する場合若しくはそのおそれがある場合には、当該寄附金を辞退しなければならない。

- ① 国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体がその寄附により、特別の利益を受ける場合
- ② 寄附者がその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合
- ③ 寄附金の受け入れに起因して、本法人が著しく資金負担が生ずる場合
- ④ 前3号に掲げる場合のほか、本法人の業務の遂行上支障があると認められるもの及び本法人が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合

(情報公開及び関連事項の揭示)

第9条 本法人への寄附者については、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。ただし、広報誌上での公開に代えることができる。

2 本法人内の資料や対外文書等に「本法人の多くの事業は、※をはじめとする多数の法人・個人の皆様方からのご寄附や賛助会費によって運営されています(※法人名または個人名数個)」と揭示することができる。

3 前項の「※法人名または個人名」は代表理事または各事業委員会の長がそれぞれの立場で選定することができる。

(個人情報保護)

第10条 寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

(改廃)

第11条 この規程の条文に関する改廃は、理事会及び評議員会の決議を経て行う。ただし、様式の形式的な内容については代表理事の判断で適宜変更できる。

(細則)

第12条 本規程に定めがなく、実施に関して必要となる事項は、代表理事が別に定める。

附則:この規程の改訂は、2011年1月22日から施行する。

(資料 1b)

送付先 --- FAX:022-397-6703 / 郵送:〒980-0004 仙台市青葉区宮町 4-6-24

寄 附 申 込 書

20 年 月 日

公益財団法人 一迫記念 READ 血液アカデミー
代表理事 殿

寄 附 者	個 人	住 所	〒	-	
		ふりがな			
		氏 名		Ⓜ	
		電 話	(携帯可)	-	-
		E-mail		@	
	団 体 ・ 法 人	住 所	〒	-	
		ふりがな			
		名 称			
		HPアドレス	http://		
		職 名			
		ふりがな			
		氏 名		Ⓜ	
	連 絡 先 ・ 担 当 者	住所	〒	-	
		ふりがな			
		氏名			
電話		(携帯可)	-	-	
E-mail			@		

貴法人の事業目的に賛同し、下記のとおり寄附いたします。

— 記 —

- 寄附金額 : 金 _____ 円
- 寄附の条件 : 無
- 使途の指定 : 無・有 → (_____ のため)
※ 「使途の指定」が無い場合には「運用寄附金=財団運営資金」として使用させていただきます。
- 送金予定日 : 20 _____ 年 _____ 月 _____ 日 前後 (下記へ)
(口座) 七十七銀行 本店 (普通) 7808488
(名義) 公益財団法人一迫記念 READ 血液アカデミー: ザイ. イチノハサマキネンリードケツエキアカデミー
※ 「公益財団法人」を略したカナ読みは「ザイ」となります。
※ 恐れ入りますが振込手数料のご負担につきましてもよろしく願いたします。
- 情報の公開 : 弊法人の広報紙(あいにぶら:年1回12月1日発行)上の公開にあたって(いずれかを選択)
・個人名/法人名の掲載を了承 (する・ しない) → 「する」の場合は次へ
・寄附金額の併記を了承 (する・ しない)

ご寄附に関する免税措置の説明

公益財団法人一迫記念 READ 血液アカデミー

A. 法人等の団体の場合

領収証はご入金いただいてから1カ月以内に弊法人からお送りいたしますが、税務調査等の場面ではその提示が求められますので、大切に保管しておいて下さい。なお法人税法における弊法人に対する賛助会費の取り扱いは以下のとおりです。

<会計処理>

弊法人に対する賛助会費は全額損金算入される「会費」ではなく、ご寄附と同様に、「損金算入限度額計算が行われる寄附金」として取り扱われます。

<損金算入限度額>

弊法人の主たる目的である業務に関連する賛助会費及び寄附金は、法人税法上の「特定公益増進法人」に対する寄附金として見なされ、一般の寄附金に係る損金算入限度額とは「別枠」で損金算入限度額が設けられています。

$$\text{◎ 損金算入限度額} = (\text{所得金額の } 5.0\% + \text{資本金等の額の } 0.25\%) \times 1/2$$

上記の損金算入限度額は、一般の寄附金に係る損金算入限度額とは「別枠」ですので、上記限度額を超過した場合には一般の寄附金に係る損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。

B. 個人の場合

弊法人から12月中旬(それ以降で年内納入の場合は1月中)にお送りする領収証を添付して所得税の確定申告の手続きをすることによって、下欄のような所得税と住民税の控除を受けることができます。ただし、職場での年末調整ではその控除手続きができませんので、ご注意ください。

<所得税の控除額>

弊法人の主たる目的である業務に関連する賛助会費及びご寄附は、所得税法第78条に規定する「特定寄附金」とみなされますので、その額が2,000円を超える場合、その超えた金額(=賛助額-2,000円)が当該年度の課税所得から控除されます(但し、「他の特定寄附金」と合算した金額で、「年間総所得金額」の40%が限度となります。「他の特定寄附金」や「年間総所得金額」については税務署にお問い合わせください)。

<個人住民税の控除額>

- A. 県民税: (賛助額-5,000円)×4% → 宮城県在住の方が対象です。
- B. 市町村民税: (賛助額-5,000円)×6% → 条例により、仙台市、石巻市、多賀城市、岩沼市、富谷市、亶理町、大和町、大郷町、大衡村、女川町在住の方のみです。

(注) 個人住民税の賛助会費控除は、所得税の確定申告書を税務署に提出することにより自動的に控除計算が行われることとなっておりますので、住民税固有の申告は不要です。